

掛川市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、令和2年3月24日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 変 更 路 線 表

NO	路 線 名		起 点		終 点		重要な経過地
1	旧	旧学校線	旧	本郷字東坪1410-26	旧	本郷字東坪1410-7	
	新	旧原谷 小学校線	新	本郷字東坪1410-24	新	本郷字東坪1410-13	